

(別紙)

愛知県奥三河総合センターの利用料金の額

利用料の名称	区分		単位	利用料の額 (単位円)		
講堂利用料			午前	六、五〇〇		
			午後	七、七〇〇		
			夜間	八、九〇〇		
			全日	一九、五〇〇		
会議室等利用料	第一会議室又は研修室		午前	一、〇〇〇		
			午後	一、二〇〇		
			夜間	一、四〇〇		
			全日	二、八〇〇		
	第二会議室		午前	五五〇		
			午後	六五〇		
			夜間	七五〇		
			全日	一、四〇〇		
宿泊室利用料	和室 A	宿泊のため利用する場合	一人利用	中学生以下の者	一泊につき	一、〇〇〇
				その他の者	一泊につき	二、〇〇〇
			二人利用	中学生以下の者	一人一泊につき	九〇〇
				その他の者	一人一泊につき	一、八〇〇
			三人利用	中学生以下の者	一人一泊につき	八五〇
				その他の者	一人一泊につき	一、七〇〇
			四人利用	中学生以下の者	一人一泊につき	八五〇
				その他の者	一人一泊につき	一、七〇〇
	会議、集会等のため利用する場合		午前	三〇〇		
			午後	三五〇		
			夜間	四〇〇		
			全日	七五〇		
	和室 B	宿泊のため利用する場合	一人利用	中学生以下の者	一泊につき	一、〇〇〇
				その他の者	一泊につき	二、〇〇〇
二人利用			中学生以下の者	一人一泊につき	九〇〇	
			その他の者	一人一泊につき	一、八〇〇	
三人利用			中学生以下の者	一人一泊につき	八五〇	
			その他の者	一人一泊につき	一、七〇〇	
四人利用以上			中学生以下の者	一人一泊につき	八五〇	
			その他の者	一人一泊につき	一、七〇〇	
会議、集会等のため利用する場合			午前	八〇〇		
			午後	一、〇〇〇		
		夜間	一、二〇〇			
		全日	二、三〇〇			

体育館利用料	専用利用	全部利用	午後五時までの 二時間につき 四時間につき 八時間につき 午後五時以後の 二時間につき 四時間につき	九〇〇 一、八〇〇 二、七〇〇 一、二〇〇 二、四〇〇
		バレーボールコートの利用	一コート 午後五時までの 二時間につき 四時間につき 八時間につき 午後五時以後の 二時間につき 四時間につき	六五〇 一、三〇〇 一、九〇〇 九〇〇 一、八〇〇
		バドミントンコートの利用	一コート 午後五時までの 二時間につき 四時間につき 八時間につき 午後五時以後の 二時間につき 四時間につき	三五〇 七〇〇 一、〇〇〇 四五〇 九〇〇
		卓球コートの利用	一コート 午後五時までの 二時間につき 四時間につき 八時間につき 午後五時以後の 二時間につき 四時間につき	二〇〇 三五〇 五〇〇 二五〇 四五〇
		一般利用	一人四時間につき	一〇〇
運動場利用料	運動場	二時間につき 四時間につき 八時間につき	一、〇〇〇 二、〇〇〇 三、〇〇〇	
	附属照明設備	三十分につき	二、二〇〇	
	音響関係附属設備	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	一、四〇〇	
附属設備利用料	16ミリ映写機	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	二、四〇〇	
	幻灯機	午前、午後及び夜間の各一回、一式につき	八〇〇	
	ピアノ	午前、午後及び夜間の各一回、一台につき	二、四〇〇	

備考 この表において、「午前」とは午前九時から正午までを、「午後」とは午後一時から午後五時までを、「夜間」とは午後六時から午後九時三十分までを、「全日」とは午前九時から午後九時三十分までをいう。